

# 日 絹 月 報

平成 23 年 4 月号 第 409 号

発行：社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

## 本号の主なニュース

1. 第49回繊維通商問題研究会の開催
2. 第1回東北関東大震災対策委員会を開催
3. 「関税定率法等の一部を改正する法律」の公布
4. 当会海外展の募集案内
5. 東日本大震災への対応

## ◇第49回繊維通商問題研究会の開催◇

第49回繊維通商問題研究会が3月29日(火)に繊維会館会議室で開催された。会議は下村委員長の挨拶の後、(1)日本の繊維貿易の現況、(2)特惠関税制度・暫8延長、(3)EPA交渉の状況、(4)EPA協力の状況等について報告や検討等が行われた。

日本の繊維貿易の現況に関して、事務局から、3月11日に発生した東日本大震災で、①生産設備や営業拠点の破損による生産・販売活動への影響や、②原料や資材などの調達・物流機能低下による影響などの直接的な被害が発生、③外国人労働者の帰国により労働者確保が困難となる、④放射能被害を懸念した各国からの非被曝証明書の提出要件などで新たなビジネス要件・業務負担が発生、⑤計画停電による生産性ダウン、等々の影響が今後中長期に影響が懸念される事態が発生しているとして、震災全般への対策や貿易・通商問題に関連する情報を共有し、課題と対応策について官民で協議していくことの必要性が報告された。特惠関税制度・暫8延長については、繊維課担当官から関係法令の改正・公布をみて4月1日から施行される予定であることが報告された。

また、EPA交渉の状況については、①11月下旬にあった韓国との分野別専門産業会合は進捗なし、②TPP交渉への参加に向けてニュージーランドや豪州等から情報収集している、③インドとの交渉は2011年中に発効を目指している等の説明があった。

平成22年度経済連携促進のための産業高度化推進事業に基づいて行われた「アセアン諸国へのアパレル等繊維産業ミッション派遣事業」については、アパレル産業協会からタイ・インドネシア・ベトナム・カンボジア・ミャンマーの5カ国に対する事業実績の概要が報告された。なお、次回の開催は5月23日14時の予定である。

## ◇繊維産業連盟 第1回東北関東大震災対策委員会を開催◇

日本繊維産業連盟は3月28日に第1回東北関東大震災対策委員会を開催し、繊維産連加盟団体における大震災の被害状況が報告されるとともに、大震災に伴う政府への要望事項が取りまとめられることになった。

東北地方における繊維関連業界の被害状況については、本会会員産地組合企業では設備の損壊等、生産に直接影響するような大きな被害は幸いにみられなかったが、岩手・宮城・福島県沿岸部に企業の多いアパレル、縫製、製網産地において甚大な被害が発生して惨状を呈している状況が報告された。なお、多くの業界からライフラインの寸断による物流の途絶、ガソリンなどエネルギー供給不足、東電エリア計画停電による生産体制見通し難や操業不能状態等の被害状況が報告された。

委員会では引き続き、各団体から東北関東大震災に伴う政府への要望事項の報告を受け、その取りまとめ結果は、「東北地方太平洋沖地震への対応について(要望書)」として繊維産連下村会長から、海江田経済産業大臣に提出された。

要望書は、①緊急融資・セーフティネット保証の拡充、②税制特別措置、③計画停電方式の検討、④放射能に対する国内外の懸念への対応、⑤労働者確保と雇用安定に向けた措置、⑥資材・原料調達の安定供給に向けた措置、の6項目からなり、とりわけ放射能に対する国内外の懸念への対応については、「一定基準値の検査方法の策定、公的証明書の発給体制の整備、国内外における風評への対抗姿勢の明示」、が要望されている。

## ◇「関税定率法等の一部を改正する法律」の公布◇

特惠関税制度の改正、個別品目の関税率の改正、暫定関税率等の適用期限の延長等を骨子とした「関税定率法等の一部を改正する法律案」は、国会審議の遅れや東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の発生とその対応等で法案の成立が遅れていたが、3月25日の衆議院本会議と3月31日の参議院本会議で可決され、平成23年3月31日に法律第7号として公布され、4月1日から施行されることになった。

また、同法の施行に伴う関係政令の整備に等に関する政令も併せて公布され、4月1日から施行されることになった。政令では、中国を原産地とする特定の物品に特惠関税供与の廃止や、繭・生糸の関税割当数量に関する改正点が盛り込まれている。

(前号「特惠関税制度の適用期限の延長と見直し」を参照のこと)

## ◇平成23年度需要開拓事業(海外展)等の募集案内◇

本会の平成23年度需要開拓事業(海外展)は、昨年度に引き続き本年7月19～21日にニューヨークのジャビッツ・コンベンションセンターで開催される「テックスワールド USA 2011

(主催者:メッセフランクフルト USA)」と、本年9月19～22日にパリのル・ブルジェ見本市会場で開催される「テックスワールドパリ 2011(主催者:メッセフランクフルト フランスSAS)」に出展して輸出振興を図っていくこととし、会員組合に参加募集の案内をおこなった。(日絹工業会4月6日付 第33号)

## 東日本大震災への対応

### ① 我が国からの輸出品に対する放射線検査について

平成23年3月30日  
経済産業省  
貿易経済協力局

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震にかかる福島第一原子力発電所放射能漏れ事故が発生したことに伴い、諸外国において、我が国からの輸出品について放射線検査を実施する、又は放射線量に関する証明書の添付を要求する事例が報告されております。

当省としても、各国政府の取組が行き過ぎたものとならないよう、製品の安全性等について各国政府に対する説明に努めているところですが、関係者の皆様におかれましても、輸出先の各国の規制の動向に注視していただきますようお願いいたします。諸外国の規制動向等関連情報につきましては、JETRO(日本貿易振興機構)のホームページ(<http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/>)にて公開されておりますので、こちらをご確認いただければ幸いです。

○我が国からの輸出品について、放射線量の証明書の添付を求められた場合には、JETROのホームページ([http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110318\\_11.html](http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110318_11.html))において検査機関の紹介をしておりますので、こちらをご確認頂ければ幸いです。

○商工会議所では、事業者が客観的な事実(輸出品の最終生産地における環境放射能水準等)に基づき宣誓した文書に対し、商工会議所がサイン証明を行っております。商工会議所が輸出品の放射線検査を行うものではありませんが、貿易証明として利用可能です。こちらJETROのホームページにおいて紹介しておりますので、併せてご覧下さい。

日本商工会議所のホームページ

<http://www.jcci.or.jp/region/tohokukantodaisinsai/2011/0328150527.html>

東京商工会議所のホームページ

<http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/main.html>

大阪商工会議所のホームページ

<http://www.osaka.cci.or.jp/boek/pdf/110318.pdf>

名古屋商工会議所のホームページ

<http://nagoya-cci-boueki.jp/>

J E T R O のホームページ

[http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110318\\_11.html](http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110318_11.html)

<本件に関する問い合わせ先>

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

電話番号：03-3501-1511（内線：3181）

または、最寄りの各経済産業局（※）までお問い合わせ下さい。

J E T R O 貿易投資相談課

電話番号：03-3582-5227

（証明書について）

最寄りの商工会議所（[http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me\\_list99open.asp](http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp)）

または、日本商工会議所国際部までお問い合わせ下さい。

電話番号：03-3283-7850

#### ◎輸出品に対する放射線検査について

経済産業省では、福島第一原子力発電所放射能漏れ事故発生に伴い、「諸外国において、我が国からの輸出品について放射線検査を実施する、又は放射線量に関する証明書の添付を要求する事例が報告されている」ことに鑑み、①政府・経済産業省の取り組み状況、②対外公表されている風評被害に関する資料、諸外国における放射線検査実施状況、③輸出前に我が国で放射線検査ができる機関の紹介等、組合・傘下企業への周知要請を行った。

本会会員組合には、被災地福島及び近隣産地に輸出織物生産の企業が存立するほか、何より化合繊維物生産に占める輸出向けのウェイトが2/3と高いため、輸出品に対する放射線検査等に関する動向には充分注視して、会員組合・企業への情報公開に努めて行くこととしたい。

#### ② 東日本大震災に関する証明書の申請手続について（お知らせ）

平成23年4月5日

経済産業省

貿易経済協力局

○ 今般の東日本大震災に関し、災害の発生により輸出品の船積遅延等による苦情又は契約の取消等の事故の発生を防止するため、経済産業省では、以下のとおり、証明書を交付することといたしました。

○ この証明書（別添）は、震災が発生したこと、日本政府として、当該災害を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害として指定したことを証明するものであって、個別輸出契約に関する履行遅延を証明するというものではない点にご留意ください。

問い合わせ申請窓口

貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課（本館 1 4 F 西 8）

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-1659

申請書の受付時間（土曜、日曜、祝日を除く。）

申請：午前 10 時～ 11 時 45 分、午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

受取：午前 10 時～午後 5 時

郵送申請 可

---

(別添) 参考

年 月 日

(DATE)

番 号

(REFERENCE NUMBER)

〇〇殿

(ADDRESSEE) 日本大震災に関する証明書

CERTIFICATE CONCERNING THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE

以下の事実について証明する。

(I hereby certify the following facts.)

1. 平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の非常に強い地震が発生した。

(An enormously powerful earthquake, measuring 9.0 on the Richter scale and having its seismic center off the Sanriku coast, occurred at 2:46 pm on March 11, 2011.)

2. 日本政府としては、当該災害を、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき激甚災害として指定した（平成 23 年 3 月 12 日付政令第 18 号）。

(The Japanese Government designated the disasters caused by the earthquake as a “MAJOR DISASTERS” under the “LAW CONCERNING SPECIAL FISCAL AID FOR COPING WITH DISASTER” (“GEKIZIN SAIGAINI TAISYOSURU TAMENO TOKUBETUNO ZAISEI ENJO TONI KANSURU HORITU”) by Cabinet Order No. 18 dated March 12, 2011.)

3. 上記政令においては、激甚災害による被災区域を全国の区域としている。

(The above Cabinet Order designates the area suffering from damage due to that

MAJOR DISASTERS as the whole area of Japan.)

経済産業省貿易経済協力局長

(Director-General

Trade and Economic Cooperation Bureau

Ministry of Economy, Trade and Industry

### ③ 夏期の電力需給対策の骨格(案)

平成 23 年 4 月 8 日

経済産業省

電力需給緊急対策本部

未曾有の大震災により、東京・東北電力管内の供給力は大幅に減少。これによって生じた需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電を実施。これまでのところ、両電力管内の需要家の方の節電への取組もあり、「大規模停電」を回避。

しかし、今後、一旦は改善する見込みの需給は、夏に向けて再び悪化。これに対し、需給両面の抜本対策を講じなければ、計画停電とその下での弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

このため、官民一体となった創意工夫によって、この難局から脱するべく、以下のような認識とそれを踏まえた対策をどう取り進めるかについて、両電力管内の国民各層や産業界の理解と叡知を集める協力をお願いしたい。

#### 1. 今夏の電力需給の見通し

##### (1) 東京電力の今夏の需給バランス

・東京電力の供給力は、震災直後に約3,100万kWまで低下した後、3月末には 3,600万kW程度まで回復。今後、発電所の追加的な復旧及び定期検査からの復帰等により供給力は徐々に増加。現時点では、需要のピークを迎える夏までには、4,500万kW前後の供給力を見込む。

(注)揚水は、需給バランス悪化により、夜間の汲み上げが不十分になるおそれがあり、供給力に含まず。また、日々の供給力は、他社との融通や天候により変動がありうる。

・今夏のピーク時需要は、節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、最大ピークとして約5,500万kWを想定。(昨年夏は、気温が著しく高かったこともあり、最大ピークは約6,000万kW)

・この先当分の間、計画停電が発動される可能性は低くなっているが、夏には需給ギャップは再び拡大。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に1,000万kW程度、昨年並みのピーク(約6,000万kW)を想定した場合には1,500万kW程度の供給力不足の恐れ。

##### (2) 東北電力の今夏の需給バランス

・東北電力の供給力は、震災直後に約900万kWまで低下した後、3月末には 1,100万kW程度まで回復。今後、長期計画停止火力の復帰等を行い、現時点では、夏までに1,150万kW前後の供給力を見込む。

・今夏のピーク時需要は、震災の影響や節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、1,300～1,380万kWを想定。(気温が著しく高かった昨年並みを想定すると、最大ピークは約1,480万kW)

・東北電力管内では、当面、計画停電が実際に発動される可能性は低いが、震災からの復興と冷房需要の増大等により、夏の需給ギャップが顕在化。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に、150～230万kW程度、昨年並みの猛暑を想定したピーク(約1,480万kW)の場合は約330万kWの供給力不足の恐れ。

## 2. 今夏の需給対策の基本的考え方

### (1) 計画停電からの脱却とその狙い

・計画停電は、震災により大幅な需給ギャップが生じた中で、不測の大規模停電を生じさせないために、やむを得ない緊急措置として採用。

・国民・産業界の節電への取組もあり、需給バランスは改善。需給が緩和していく中で、今後とも節電への取組が維持・強化される前提で、計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への転換を意味する。

・一方、夏には、需給ギャップが大きく拡大。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力の積み増しに向けたあらゆる手段を講ずるとともに、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要。

・その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)の抑制幅を示し、需要家が、作業時間のシフトや休暇の長期化・分散などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・操業に極力支障のないような仕組みを考えることが肝要。

(注)計画停電は、需給両面の対策で需給ギャップの解消ができなかった場合の、セーフティネットと位置付ける

### (2) 対策が必要な需給ギャップの量

・東京・東北電力管内においては、現時点での需給見通しによれば、1,000万kW程度(東京)、150～230万kW程度(東北)の需給ギャップが存在。さらに、昨年並みの猛暑を想定した場合には、1,500万kW程度(東京)、330万kW程度(東北)のギャップとなる。

・したがって、現時点では、最大で、東京で1,500万kW程度、東北で330万kW程度のギャップを解消することを目標として、需給両面の対策を検討することとする。

・一方、需給ギャップの見通しは、今後の供給力の確保状況、需要見通しによって変化。したがって、需給見通しと必要対策量を随時見直し、需要抑制による国民・経済活動への負担が過剰なものとならないよう適切に情報提供することとする。

(注)特に需要見通しは、復興の状況、天候、節電意識等に左右され、今後の推移を見守る必要。

(注)電気事業法に基づく報告徴収を東京・東北両電力会社に命令し、需給見通しを提出させることとする。

### (3) 国民の参加

・供給側が一方的に需給ギャップを調整する計画停電に頼るのではなく、国民・産業界等すべての需要側が、一層の創意工夫を行うことで対処するという、国民参加の運動としていくことを目指す。

### 3. 供給面の対策

#### (1) 今夏に向けた短期的な対策

東京電力管内で500万kW程度、東北電力管内で50万kW程度の供給力の積み増しを目指す。

・火力発電所(共同火力を含む)の復旧・立ち上げ

被災状況を確認し、復旧可能性を追求。

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

系統余力の上限まであらゆる種類の緊急設置電源の導入を目指す。このため、今般の震災により失われた電気供給力を補うための火力発電設備の設置について、災害復旧事業として位置付けられたものは環境影響評価法の適用除外となることを確認するなど各種環境整備に努める。

・自家用発電設備(自家発)の活用

管内の自家発設備を対象に調査を実施し、新規の調達先を含めて電力による買取の確実化を図る一方で、自家発設置者に対して、売電を要請。

・揚水発電の活用

#### (2) 今夏以降に向けた対策

・火力発電所(共同火力、IPPを含む)の復旧・立ち上げ

今夏までに立ち上がらなかった火力について、被災状況を確認し、早期の復旧可能性を追求。

・火力発電所等の新設・増設

現在建設中の火力発電所の運転開始の前倒しを目指す。

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

海外からも含めた据え置き型ガスタービンの更なる設置を追求。

・地域間連系線の増強

既設FCの増容量の早期実現と更なる増強提言の具現化を図る。また、更なる地域間連系線増強に関する中期的なマスタープランを策定。

・再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱等)の導入促進

・分散型電源の導入促進

・関連の研究技術開発の促進

### 4. 需要面の対策

・東京電力管内で、少なくとも1,000万kW以上、東北電力管内で280万kW以上の需要抑制を図ることを目標とする。(供給面の対策と併せ、需給ギャップを十分に解消できる量として想定。)

・大口需要家、小口需要家、家庭の部門毎に、抑制可能性も加味して需要抑制の目安となる目標を設定し、以下のとおり、4月末の成案とりまとめまでに、需要家が多様な措置の組み合

わせ等によりこれを達成する方策を官民あげて検討し、最終的に目標数値を決定することとする。

- ・使用最大電力(kW)を抑制することを基本とする。
- ・抑制目標は、東京電力、東北電力管内それぞれの需給状況に応じて設定することとなるが、現時点では、両者において抑制すべき需要量が総需要量に占める割合はほぼ同じであり、共通の目標を設定することとする。

#### (1)大口需要家（契約電力500kW以上） 【25%程度抑制】

・個別の需要家(事業所)(注)は、ピーク期間・時間帯(例えば、7～9月(平日)の10時～21時)の最大使用電力を25%抑制するための具体的取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取組について計画を策定し実施。

(注)需要家には政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

・需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。その際、事業活動の実態を勘案し、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制を行うことも可能とするスキームの導入を検討。

#### (2)小口需要家(契約電力500kW未満の事業者) 【20%程度抑制】

・個別の需要家(事業所)は、ピーク期間・時間帯における最大使用電力の20%抑制に貢献するため、具体的目標を設定するとともに、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等をするための具体的取組について自主的な計画を策定し、公表。所管省庁は、計画の策定、公表を促す。

・政府は、目標達成のためのメニュー例(空調、照明、OA 機器等の節電)を提示するなど、これを支援するとともに、計画を策定した需要家が節電行動を分かりやすく表示するよう促す。また、節電に積極的な需要家の取組を一覧できるサイトを立ち上げ、その取組を国民に広く示す。

・所管省庁・業界団体・自治体等を通じて個別の需要家の取組を強力に進めるとともに、適切な情報提供や巡回節電指導を行うことで、国民運動を展開。

#### (3)家庭・個人 【15～20%程度抑制】

・節電に向けた気運を高め、家庭に対してもピーク期間・時間帯における最大使用電力の15～20%抑制を目標に、国民運動を積極的に展開。地方自治体、業界団体や学校とも幅広く連携。

・節電を促す制度的手法についても検討。

・日々の電力需給データの「見える化」を徹底することで、消費者・事業者の節電意識を一層高める。既に電力会社及び省庁ホームページで掲示されているところ、テレビ放送・公共交通機関の画面表示等においても掲示されるよう働きかける。

・ピーク期間・時間帯に配慮した大型イベントの開催・放送を促すとともに、学校等における節電教育の実施を促し、家庭・個人の電力消費の抑制を進める。

### 5. 国民の叡知の結集

・「節電」への社会的関心がかつてないほどの高まりを見せる中、例えばポータルサイトを活

用して国民から「節電」のアイデアを広く募集するなど、積極的に国民の意見を募集し、国民運動につなげる。

#### 6. 今後のスケジュール

- ・今後、本骨格(案)を踏まえ、電力需給緊急対策本部及び同幹事会において、需給対策の部門毎の対応のあり方、具体的な内容を検討。
- ・4月末目途で、電力需給緊急対策本部で、全体としての実効ある政策パッケージを取りまとめる。

#### ④ 中小企業向け支援策ガイドブック

東日本大震災による災害の影響で、直接的又は間接的に被害を受けられた中小企業の皆さんの資金繰りや雇用面での支援策などの対策をまとめました。是非、ご活用ください。

中小企業向け支援策ガイドブック(別添)

### ◇ 今月の「資金調達ナビ」最新の支援情報(全国版) ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することができます。

中小機構ホームページ<http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>  
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(全国版)

平成 23 年度予算に係る戦略的基盤技術高度化支援事業の公募について(中小企業庁)

複数の中小企業者、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の売上見込みや事業化スケジュールが明確に示されている提案を支援します。応募対象は、認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発等の事業になります。法認定申請の締切日は、平成 23 年 5 月 10 日(火)です。募集期間：2011/3/10 ~ 2011/5/10

中小企業緊急雇用安定助成金 (厚生労働省(ハローワーク))

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

募集期間：平成20年12月から当面の間

**経営環境変化資金（セーフティネット貸付）**（日本政策金融公庫 国民生活事業）

社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業者に対し、経営基盤の強化を図るための資金を融資します。融資額は4,800万円以内です。

募集期間：～2012/3/31

**金融環境変化資金（セーフティネット貸付）**（日本政策金融公庫 国民生活事業）

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金を融資します。融資額は別枠4,000万円以内です。募集期間：～2012/3/31

**取引企業倒産対応資金（セーフティネット貸付）**（日本政策金融公庫 国民生活事業）

取引企業などの倒産により経営に困難を来している中小企業者に対し、企業の運営上一時的に必要な資金を融資します。融資額は別枠3,000万円以内です。

募集期間：～2012/3/31

### ◇経済産業省人事異動◇

○	4月1日付	新	旧
佐藤宗一郎 様		製造産業局繊維課 絹織物・毛織物担当	愛知県一宮市役所
永山 泰規 様		愛知県一宮市 デザインセンター	製造産業局繊維課 絹織物担当

### 動 向

- 3月25日 繊維貿易会館第128回理事会
- 28日 繊維通商問題研究会(制度関連チーム)
- 28日 シルクセンター国際貿易観光会館理事会
- 28日 日本繊維産業連盟 東北関東大震災対策委員会
- 29日 全国中小企業共済財団第148回評議員会
- 29日 第49回繊維通商問題研究会
- 30日 日本絹業協会 純国産絹マーク審査委員会

- 4月13日 繊維ニュース座談会
- 15日 きものサミット in 十日町
- 19日 当会正副会長・正副理事長会議

## 会議予定

- ☆ 蚕糸絹業情勢情報交換会  
4月21日(木) 11時 於 蚕糸会館
- ☆ 大日本蚕糸会平成23年度第1回蚕糸褒賞等選考委員会  
4月22日(金) 10時30分 於 蚕糸会館
- ☆ 日本絹業協会純国産絹マーク審査委員会  
4月25日(月) 15時 於 蚕糸会館
- ☆ 日本繊維倶楽部平成23年度第1回セミナー「第294回繊維午餐会」  
4月27日(水) 12時 於 KKRホテル東京
- ☆ 日本繊維倶楽部平成23年度第1回理事会  
4月27日(水) 14時 於 KKRホテル東京
- ☆ 繊維評価技術協議会監事会  
5月9日(月) 14時 於 滋賀ビル
- ☆ 当会 工業会監査会  
5月10日(火) 11時 於 日絹会館
- ☆ 当会 連合会監査会  
5月11日(水) 11時 於 日絹会館
- ☆ 当会 公益法人会改革検討委員会合同会議  
5月17日(火) 12時 於 ホテルグランドパレス
- ☆ 当会 正副会長・正副理事長会議  
5月23日(月) 16時 於 日絹会館
- ☆ 当会 工業会・連合会 定時総会  
5月24日(火) 11時30分 於 ホテルグランドパレス

## イベント

- ☆ 第16回「コットンの日」イベント  
5月10日(火) 13時  
会場：ウェスティンホテル東京

☆ Premium Textile japan 2012S/S(JFW テキスタイルビジネス商談会)  
(バイヤー限定)

5月11日(水)～12日(木)10時～16時

会場：青山テピア&スタジオプレイス青山

☆ 米沢テキスタイルコレクション

5月19日(木)～20日(金)12時～18時(20日は9時30分～17時)

会場：青山テピア